

「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する 市民意見提出手続の実施結果

1 意見募集期間

令和7年10月15日(水)～令和7年11月11日(火)

2 意見提出状況

(1) 提出者 4人

(2) 提出意見数 6件

(3) 提出方法 ア 持参 1人 イ 郵便 0人
 ウ FAX 0人 エ 電子メール 3人

(4) 提出意見の内訳

分 類 名	件 数
条例全般に関するもの	2
条例の項目に関するもの	2
支援の内容に関するもの	1
その他	1

(5) 骨子案への反映状況

分 類 名	件 数
① 骨子案に反映済	0
② 骨子案に追加・修正あり	2
③ 骨子案に追加・修正なし	1
④ 今後の参考とするもの	3

「（仮称）北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案に対する意見と市の考え方

【意見の反映結果】

① 骨子案に反映済 ② 追加・修正あり ③ 追加・修正なし ④ 今後の参考とするもの

No.	意見の概要	市の考え方	反映結果
条例全般に関するもの			
1	犯罪被害者等支援条例の制定には賛成します。同条例案は「犯罪被害者等基本法」の第5条「地方自治体の責務」、第2章の基本的施策に取り組むための法的位置づけとして同条例案制定の検討に入られたと認識している。	お見込みの通り、本条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるものです。	③
2	（条例名の中に）「等」と記載されていることから、犯罪を起こさせない街づくりとして、安全・安心条例等と重複する内容であるが、努力義務規定の掲載もご検討下さい。	犯罪被害者等に特化した条例を制定することで、「北九州市安全・安心条例」との両輪で、「加害者も被害者も生まないまちづくり」を目指します。 なお、「犯罪被害者等」の「等」については、「犯罪被害者の家族または遺族」を指します。「定義」に記載いたします。	④
条例の項目に関するもの			
3	「福岡県犯罪被害者等支援条例」は、第2条に「定義」が記載されており、また、「北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱」でも、第2条において「(1)犯罪行為」「(2)性犯罪」「(3)犯罪被害」「(4)重傷病」などが「定義」されています。当支援条例策定の骨子案におきましても、主要な言葉が意味するところを正確に伝えることができるよう「定義」についても記載してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、主要な言葉について、「定義」を記載いたします。	②
4	「（7）関係機関・団体等との連携」で、「大学生など若い世代を含む多様な主体」だと、大学に行っていない若者を排除するようで違和感があります。また、若い世代だけをターゲットにしてありますので、「専門学校生」や「高齢者」として条例を読む場合、他人事に感じます。	ご意見を踏まえ、修正いたします。	②
支援の内容に関するもの			
5	近年多発する人身安全対策事案、サイバー犯罪、匿名・流動型犯罪はじめとする組織犯罪、これら個別事案の一部について犯罪被害者支援や凶悪犯罪、粗暴犯に該当しない犯罪等の支援についても、条例または条例に基づく規則等に盛り込み、地方自治体としての取り組みの掲載をご検討下さい。	条例の対象については、全ての犯罪が対象となります。 なお、個別の具体的な支援内容については、条例に基づく「要綱」を定め、実施していきます。	④
その他			
6	犯罪発生は、法治国家にあってはならない。	犯罪被害者等に特化した条例を制定することで、「北九州市安全・安心条例」との両輪で、「加害者も被害者も生まないまちづくり」を目指します。	④

パブリックコメント等に基づく 「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」骨子案の修正について

1 パブリックコメントに基づく修正

修正 1 (定義)

【条例(骨子案)に対する市民意見】

「福岡県犯罪被害者等支援条例」は、第2条に「定義」が記載されており、また、「北九州市犯罪被害者等見舞金支給要綱」でも、第2条において「(1)犯罪行為」「(2)性犯罪」「(3)犯罪被害」「(4)重傷病」などが「定義」されている。

当支援条例策定においても、主要な言葉が意味するところを正確に伝えることができるよう「定義」についても記載してはどうか。

【修 正】

下記のとおり文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
(記載なし)	<u>「犯罪等」「犯罪被害者等」「市民等」「事業者」「民間支援団体」「関係機関・団体等」「二次的被害」「再被害」といった主要な言葉について、「定義」として、用語の意義を定める。</u>

修正 2 (関係機関・団体等との連携)

(7)関係機関・団体等との連携

市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、大学生など若い世代を含む多様な主体が参画できる環境の整備に努める。

【条例(骨子案)に対する市民意見】

「大学生など若い世代を含む多様な主体」だと、大学に行っていない若者を排除するようで違和感がある。また、若い世代だけをターゲットにしてあるので、「専門学校生」や「高齢者」として条例を読む場合、他人事に感じる。

【修 正】

下記のとおり文章を修正(下線が修正箇所)

修正前	修正後
市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、大学生など若い世代を含む多様な主体が参画できる環境の整備に努める。	市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、 <u>幅広い世代を含む多様な主体</u> が参画できる環境の整備に努める。

2 パブリックコメントに基づくもの以外の修正

修正 3 (目的)

(1)目的

犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族(以下「被害者等」という。)の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

【修正理由】

常任委員会において、「前文に、この街が被害者に対してどう寄り添っていくのかというような決意や心構えを書いてはどうか。」というご意見があった。

このため、「目的」の中に盛り込むこととし、下記のとおり修正するもの。

【修 正】

下記のとおり文章を追加(下線が追加箇所)

修正前	修正後
犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族(以下「被害者等」という。)の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。	犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族(以下「被害者等」という。)の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、 <u>もって犯罪被害者等が安心して生活できる社会の実現に向け、北九州市が率先して取り組むことを決意し、</u> 市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

修正 4 (総合的支援体制の整備)

(4)総合的支援体制の整備

〇市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供・助言を行う。

【修正理由】

常任委員会において、「縦割りではない支援体制が必要である。」「支援に携わる人材の育成をしっかりとってほしい。」「二次的被害防止に取り組む必要がある。」というご意見があった。

このため、被害者等の相談に応じるにあたっては、関係機関・団体等との連絡調整のみならず、市内部での連携を密にし、犯罪被害者等が同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害を受けることがないよう、市の関係部局間で連携することを明記するもの。

【修 正】

下記のとおり文章を追加・修正(下線が追加・修正箇所)

修正前	修正後
市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供・助言を行う。	市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、 <u>適宜関係機関・団体等との連絡調整及び市の関係部局間の連携を図った上で、</u> 必要な情報の提供・助言を行う。

「(仮称)北九州市犯罪被害者等支援条例」 骨子 (最終案)

(1) 目的

犯罪等により被害にあった者やその家族、遺族（以下「被害者等」という。）の権利利益を保護し、被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して生活できる社会の実現に向け、北九州市が率先して取り組むことを決意し、市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する。

(2) 定義

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- 市民等…市内に居住・通勤・通学する者又は市内で活動を行う団体
- 事業者…市内で事業活動を行う者
- 民間支援団体…犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
- 関係機関・団体等…国、福岡県その他の本市以外の地方公共団体、警察、弁護士会、大学、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体
- 二次的被害…犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害
- 再被害…犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害

(3) 支援の基本理念

- 被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮する。
- 被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行う。
- 被害者等の二次的被害・再被害の発生の防止に留意する。
- 被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、各主体が相互に連携し、協力して推進する。

(4) 各主体の責務

- 市…支援施策の実施にあたり、関係機関等と連携し、協力して行う。
- 市民等…支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせない、被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するよう努める。
- 事業者…従業員が被害者等になったときは、その受けた被害を早期に回復・軽減できるよう、勤務について十分に配慮するよう努める。

(5) 総合的支援体制の整備

- 市は、関係機関・団体等と連携・協力して、必要なネットワークを構築するなど、総合的な支援体制を整備する。
- 市の支援に関係する部局が相互に連携し、必要な情報の共有を図る。
- 市は、被害者等が犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、適宜関係機関・団体等との連絡調整及び市の関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供・助言を行う。
- 市は、相談に応じて必要な情報の提供・助言を総合的に行う窓口を設置する。

(6) 支援の内容等

- 市は、被害者等の経済的負担を軽減するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が精神的な被害から回復できるよう、必要な支援を行う。
- 市は、日常生活を営むことが困難となった被害者等に対し、必要な支援を行う。
- 市は、従前の住居に住むことが困難となった被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等が二次的被害・再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な支援を行う。
- 市は、被害者等の雇用の安定を図るため、必要な支援を行う。
- 市は、市内に住所を有しない者が市内で被害にあった時は、その者が住所を有する地方公共団体と連携・協力して、必要な情報の提供・助言を行う。

(7) 人材の育成

市は、被害者等の支援を迅速・適切に行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を行う。

(8) 関係機関・団体等との連携

市は、関係機関・団体等と連携し、被害者等の支援を行うとともに、幅広い世代を含む多様な主体が参画できる環境の整備に努める。

(9) 民間支援団体への支援

市は、民間支援団体に対し、活動の促進を図るため、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行う。

(10) 広報及び啓発等

市は、日常生活を営むことすら困難になっているなど、被害者等が置かれている様々な状況とそれらに応じた支援の必要性や、被害者等の人権尊重と二次的被害・再被害防止の重要性等について市民等の理解を深めるための広報・啓発を行う。

(11) 教育活動の推進

市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、被害者等が受けた被害とその心身への影響に関する理解の促進、二次的被害・再被害防止のため必要な教育活動を推進する。

(12) 意見等の反映

市は、被害者等の支援及び被害者支援施策の推進に当たっては、被害者等をはじめ、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させる。

(13) 支援を行わないことができる場合

市は、被害者等の支援を行うことが社会通念上適切ではないと認められる場合は、被害者等の支援を行わないことができる。